

税務課からのお知らせ

あなたの住宅用地はかわっていませんか

住宅用の土地は、税の負担を軽くするための「住宅用地に対する課税標準の特例措置」が適用されています。そのため、住宅が建っている土地と、店舗・工場など居住用ではない建物が建っている土地では、評価額が同じでも税額は異なります。特例措置を正しく適用するために、平成25年中に家屋の用途を変更した人は税務課固定資産税係までご連絡ください。

また、平成25年中に造成・植林・家屋の取り壊し等により現況の地目に変更があった土地で、地目変更登記が未了となっている人についても、ご連絡ください。

償却資産の申告を忘れずに

市内で事業（製造業・販売業・飲食業・不動産業・各種賃貸業など）を営む法人（営業所等を含む）及び個人は、地方税法第383条の規定により平成26年1月1日現在に所有する事業用資産の申告が必要です。前年度までに申告があった人には既に申告書を送付していますが、事業を営んでいる人で、申告書がお手元に届かない場合は、税務課固定資産税係までご連絡ください。

◆該当する場合は1月31日金までに連絡をお願いします。

家屋を新築・増築・改築及び取り壊されたときは

家屋を新築・増築・改築された場合

平成25年1月2日以降に新築、増築及び改築された家屋（建築基準法に基づく建築確認を必要としない家屋も含む）は、平成26年度から固定資産税・都市計画税（都市計画税は一部の地域のみ）の課税対象となります。日程を調整させていただき、調査に伺いますので、税務課固定資産税係までご連絡ください。

家屋を取り壊された場合

平成25年中に取り壊された家屋は、現地調査を行い、平成26年度から固定資産税・都市計画税の課税対象から除かれます。家屋を取り壊された場合は、お早めに税務課固定資産税係まで届出をお願いします。

平成22年度に地籍調査のあった土地について

平成22年度に地籍調査のあった土地について、平成25年中に登記の完了した筆については、地積や地目の変更がある場合、平成26年度の評価額や税額が変更されています。

問合せ先 税務課 [☎0837(52)5234]

「お母さん学級（妊婦・両親学級）」開催のお知らせ

これから赤ちゃんを迎える準備のための学級を開催しています。

同じ時期に出産を迎える人と知り合うことができる場になります。お気軽にご参加ください。

日 時	内 容	持参するもの
1回目(妊婦学級) 1月10日金 13時30分～16時	講話 ・妊娠中の体と心の変化 ・妊婦さんと赤ちゃんのお口のケア	母子健康手帳 筆記用具
2回目(両親学級) 1月18日土 9時30分～12時	講話、体験 ・お産の準備と赤ちゃんの生活 ・妊婦疑似体験、沐浴体験	母子健康手帳 筆記用具
3回目(妊婦学級) 1月22日水 10時～13時	講話、調理実習 ・妊娠中の食事と栄養 ・赤ちゃんとふれあい体験	母子健康手帳 筆記用具 エプロン、お米0.5合 材料費200円

対象：5月～7月頃に出産を迎える
妊婦と夫（家族）

会場：美祢市保健センター

※1回のみでも受講可能です。
開始10分前より受付を開始します。

申込・問合せ先
美祢市保健センター
[☎0837(53)0304]

行政評価(実績評価)結果の公表

—平成24年度の事業評価を公表します—

行政評価とは、行政サービスの向上を目的として、市が行っている各種の事業を評価し、改善や見直しを行うものです。

本年度、評価結果を活用し、予算編成及び総合計画の進捗管理を効果的に進めるため、評価、予算及び総合計画の事業の一貫性を行い、平成24年度の行政評価（実績評価）結果を取りまとめましたので公表します。

1 評価の対象

行政評価は、「施策」と「事務事業」を対象に実施しています。

「施策」とは、第一次美祢市総合計画に掲げた分野ごとの展開の方向であり、また「事務事業」は、施策を実現するための個々の事業や業務をいいます。

平成24年度の実績評価では、総合計画に位置付けられた45の施策と497の事務事業及び個別事業として70の事務事業について、評価を実施しています。

2 評価手順及び評価方法

(1) 評価手順

施策については当該施策の担当部長が、事務事業については当該事務事業の担当課長が評価を実施し、政策調整会議に諮り決定しています。

(2) 評価方法

総合計画の基本計画に位置づけられた施策について、「重要度」・「有効性」の視点で検証し、また、総合計画の実施計画に位置づけられた事業を含む全事業について、「妥当性」・「効率性」・「有効性」の視点で検証し、今後の課題及び取組方針を記載しています。

評価の結果は、情報公開コーナー及び市ホームページでご覧になれます。

問合せ先 企画政策課 [☎0837(52)1112]

平成26年度児童クラブ利用者募集

保護者が就労などにより、昼間家にいない市内の小学校に在学する児童を保育します。

なお、申込が定員を超えた場合は、1年生から3年生までの児童を優先します。

申込期間、保育日、定員等詳しくは各児童クラブまでお問い合わせください。

申込・問合せ先

申込方法 各児童クラブに備付けの申込書に必要事項を記入し、申込みください。
保育料 月額1,500円（おやつ代別途）

児童クラブ名	実施場所	問合せ先	申込期限
吉則児童クラブ	児童センター美祢	[☎0837(54)1488]	2月28日金
伊佐児童クラブ	伊佐小学校敷地内	[☎0837(52)2341]	1月6日月～2月8日土
美祢幼稚園児童クラブ	美祢幼稚園内	[☎0837(52)0480]	2月28日金
於福児童クラブ	於福公民館内	[☎0837(56)1273]	随時受付
厚保児童クラブ	厚保小学校敷地内	[☎0837(58)0056]	随時受付
豊田前地区児童クラブ	豊田前公民館内	[☎0837(57)0260]	随時受付
美東児童クラブ	美東保健福祉センター	[☎08396(2)5005] (美東総合支所総合窓口課健康福祉係)	随時受付
秋吉児童クラブ	秋吉保育園隣	[☎0837(62)1905] (秋芳総合支所総合窓口課健康福祉係)	随時受付
嘉万児童クラブ	嘉万児童館	[☎0837(65)2167]	2月28日金

※各児童クラブに申込期限がありますが、申込人数が定員に達しましたら受付を終了します。